

幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務

(2) 業務目的

地域おこし協力隊を募集するにあたり、募集要項の作成をはじめ、効果的なプロモーション、応募希望者へのサポート等を行うことで、本町が求める適切な人材を確保するとともに、採用後のミスマッチを防止し、本町の発展に寄与する隊員を配置することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 予算上限額

3,465,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

2 問い合わせ・書類提出先

幕別町企画総務部政策推進課（担当：鷲見）

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

電 話 0155-54-6610 FAX 0155-54-3727

メール seisakutanto@town.makubetsu.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 北海道内に本社又は業務委託契約締結について本社から委任されている支社若しくは営業所を有し、本業務の実施（打ち合わせを含む）について迅速かつ円滑に対応できる体制及び本業務を確実に履行できる体制を整えていること。
- (2) 直近5年間に於いて、地方公共団体が発注した本業務と同種の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税等を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び

その開始決定がなされていないこと。

(7) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けていないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。

4 実施要領等の入手方法

幕別町ホームページからダウンロードまたは「2 問い合わせ・書類提出先」にて配布する。

5 参加手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出を要請する。

(1) 参加表明書

ア 提出期限

令和8年10月28日（水）17時（必着）

イ 提出方法

持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8時45分から17時まで。

ウ 提出場所

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

エ 参加要件審査結果通知の期限

令和8年10月30日（金）までに文書により通知する。

(2) 企画提案書

ア 提出期限

令和8年11月6日（金）17時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8時45分から17時まで。

ウ 提出場所

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

6 企画提案書の作成上の留意事項

「幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務企画提案書作成要領」（以下「企画提案書作成要領」という。）による。

7 説明会の開催の有無

開催しない

8 質疑応答等

(1) 提出期限

令和8年10月21日（水）まで

(2) 提出方法

質問書を電子メールにより提出すること

(3) 送付先

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、幕別町ホームページに掲載する。

9 プロポーザル審査会での受託候補者の決定方法

(1) 審査方法

幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という）において、企画提案者から企画内容、考え方に関するプレゼンテーションを受け、内容を総合的に勘案した上で、「幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務企画提案書評価基準」により審査会の委員が審査を行い、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定するものとする。

ただし、最高得点者であっても、獲得点数が6割未満であった場合は、受託候補者として選定しないものとする。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定することとし、その方法によっても複数の提案者が残った場合は、委員長を含む審査会委員全員による多数決で選定するものとする。

ア 企画提案

イ 業務実績・業務体制

ウ 受託候補者評価

エ 見積価格

① 実施予定日時

令和8年11月13日（金）

※詳細は、決定次第、企画提案書等の提出があった者に対して通知する。

② プレゼンテーションの実施

企画提案者は、プロポーザル審査会においてプレゼンテーションを行うこととする。

なお、プレゼンテーションの時間は、1者20分（質疑応答時間は別に10分）以内とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、採否にかかわらずすべての企画提案者に通知する。

(3) 審査結果の公表

審査会の選定結果に基づき受託候補者が決定した場合は、次のとおり公表する。

① 公表場所

町ホームページ

② 公表内容

ア 受託候補者の名称、所在地及び代表者名

イ 第1順位及び第2順位の応募者の名称と点数

ウ 第3順位以下の応募者の点数

ただし、応募者が2者の場合は、点数の公表は第1順位のみとする。

10 事前審査

企画提案者が5者以上となった場合は、企画提案書及びその他提出書類に基づき審査を事前に行い、上位4者を選定する。

(1) 審査方法

審査会において、「幕別町地域おこし協力隊募集等支援事業委託業務企画提案書評価基準」により審査会の委員が審査を行い、各委員の評価点の合計が高い4者を選定する。

なお、事前書類審査の評価点は事前書類審査のみに利用するため、プレゼンテーション審査に影響するものではない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、採否にかかわらずすべての企画提案者に通知する。

11 スケジュール

令和8年10月13日(火)	プロポーザル実施公告
14日(水)	質問書受付開始
21日(水)	質問書提出期限
28日(水)	参加表明書提出期限
30日(金)	参加要件審査結果通知
11月6日(金)	企画提案書提出期限
9日(月)	事前書類審査結果通知
13日(金)	プレゼンテーション実施、受託候補者の選定
17日(火)	プレゼンテーション審査結果通知
下旬	契約締結

12 留意事項

(1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書作成要領等で示された条件に適合しない書類の提出があった場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、または他社の代理をした場合
- キ その他、本町担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審査会で失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない（誤字・脱字等の軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出や審査会への参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

(5) その他

ア 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

ウ 受託候補者として選定された者を公表することがある。

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、随意契約により委託契約を締結する。また、協議が整わない場合または受託候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の受託候補者と協議することとする。

ただし、受託候補者が12の(1)のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本町は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者または契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本町は一切の損害を負担しない。

(2) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更を加える場合がある。

(3) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の

権利は、全て幕別町に帰属するものとする。

14 遵守事項

業務の遂行にあたっては、幕別町の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。